

2019年10月8日 第293号

憲法共同センターNEWS

戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター
〒113-8462 文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX 5842-5620)
http://www.kyodo-center.jp mail: move@zenroren.gr.jp

憲法共同センター 自民党改憲 4項目徹底批判学習会

“9条に自衛隊明記”の危険性を広く知らせよう！

市民と野党の共同で改憲発議を絶対止めよう！

憲法共同センターは10月7日夜、全労連会館2階ホールで、自民党改憲4項目徹底批判学習会を開催し、30人が参加しました。安倍政権は、10月4日に始まった臨時国会で、国民投票法の議論をテコに憲法審査会を開かせ、自民党案を提出し、改憲議論を進めて改憲発議への道筋をつけようとしています。国民は、災害救助でがんばる自衛隊を9条に書き込むことにあまり抵抗がないと言われていています。それは、書き込むことの危険性が知られていないからであり、職場・地域で学習し、広く宣伝していくことが求められています。

「自民党改憲4項目徹底批判！自衛隊明記の9条改憲の本質」と題し、改憲対策法律家6団体連絡会事務局長の大江京子弁護士が講演しました。はじめに改憲をめぐる情勢にふれ、「安倍首相の2017年5月3日改憲宣言以後の2年間にわたり、自民党に改憲発議はおろか、憲法審査会で自民党案の提示もさせず、参院選では改憲派を3分の2割れに追い込んだ。3000万人署名、安倍9条改憲NO!の運動の力とそれに後押しされた立憲野党の共闘の成果であることに確信を。国民は改憲を望んでいないことが選挙結果や世論調査で明らかであるにもかかわらず、安倍首相は任期中に改憲を成し遂げる構えで、与党は、野党は審議を逃がっているの大合唱。4項目提示にむけ圧力と秋波を繰り返している」と述べました。



自民党9条改憲の本質は閣議決定不要・安倍首相が独断で自衛隊を動かせる

自民党の9条改憲案（たたき台素案）は、
憲法9条1項2項を維持しながら「9条の2」を創設し、

「前条の規定は、わが国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。」

「自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」

との条項を付加するというもの。

大江弁護士は、①「妨げず」は例外を認めるもので、9条2項の無効化・空文化させる、②「必要な自衛の措置」は個別的自衛権に限らず、フルスペックの集団的自衛権行使を可能とする、アメリカと一緒に戦争できる国に転換できる、③「国民の安全を保つため」については、自衛隊の任務は、専守防衛、活動は国内に限られると解釈されてきたが、グローバル化の時代であり、在外邦人保護を名目で海外派兵が可能となり、戦争が起きるハードルが一気に下がってしまう、④「内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮官とする」については、首相に統帥権があり、内閣の閣議決定を不要とし、総理大臣の独断により自衛隊を派兵できることを意味している、⑤「国会の承認その他の統制」については、国会の事前または事後の承認は必要とされていない。「その他の統制」という文言は何も制限していない。例えば国家安全保障会議などにより決めることができ、秘密保護法でその情報は秘匿される、⑥「法律の定めるところにより」は、「憲法で自衛隊の任務や権限を縛ることができないということだ」と指摘しました。

個人の尊厳はなくなる 辺野古新基地建設反対運動は違憲・違法に



自民党 9 条改憲案の危険性（私たちの暮らしとどのように関係があるか）について、①憲法に自衛隊を明記するという意味として、自衛隊が、国会・内閣・裁判所の 3 権と並んで憲法上第 4 の権力となるということ。その第 4 の国家権力が、内閣総理大臣の専権となり何らの統制もしばりもなく憲法上の権力として現れるということ、②憲法の平和主義に代わりアメリカとともにいつでもどこでも戦争できる国へと日本の平和主義は 180 度変わる（武力と威嚇による安全保障）、③「軍事公共性」が、やがてすべてに優越する社会になる。「軍事公共性」が個人の尊厳の上にくる。憲法でお墨付きを与え、歯止めがなくなる。軍事徴用、軍事のための土地収用が可能となり、辺野古新基地建設や各地の自衛隊基地建設反対運動は違憲・違法となり、弾圧さ

れる恐れがある。表現の自由への侵害・検閲的な政府介入も合憲となる恐れがある、④アジア諸国をはじめとする世界に与える影響として、「憲法 9 条を変えることは、平和国家として築いてきた日本への信頼と尊敬（それ自体が何にもまして日本の安全保障に寄与してきた）を一瞬のうちに葬り去り、近隣諸国の緊張と不信感を高め、また、日本（人）がテロの標的になる確率を高めるだけ」と強調しました。

「安倍首相は、短い条項に危険がいっぱいだということを国民に説明していない。『安全だ』と宣伝しているところが二重三重に恐ろしいところ」と指摘しました。

その他、「教育の充実」については、「今でも憲法 26 条でできることであり、やってこなかった自民党政権に責任」がある、「合区解消」については、「憲法の改正は不要。公職選挙法の改正で解消できる」と指摘しました。

「緊急事態条項」については、①大規模自然災害については「災害対策基本法」などで法整備は十分すぎるほどできている、②「大規模自然災害等に限定する」と書かれているが、「等」が問題であり、「異常かつ大規模な災害」に、「戦争」や「内乱」なども含めることは法律で決めることができるようになってきている、③緊急事態条項は、「戦争できる国」づくりの一貫であり、「大規模自然災害から国民を守るため」というのは、口実に過ぎない」と問題点を指摘しました。

最後に、「安倍政権のでたらめを多くの人に知ってもらおう。“安倍の積極的平和主義”か“憲法の積極的非暴力平和主義”のどちらを選ぶのかが問われている。知恵と力をあわせてがんばろう」と呼びかけました。

●当面の行動

◆総がかり行動「19 日行動」 10 月 19 日(土)15 時～ 国会議員会館前

◆日米地位協定の抜本改定学習交流会

主催・安保破棄中央実行委員会 全国革新懇、憲法共同センターが共催

10 月 22 日(火・祝)13 時～16 時 30 分 全労連会館 2 階ホール

講演 布施 祐仁さん ジャーナリスト 「平和新聞」編集長

http://www.kyodo-center.jp/wp-content/uploads/2019/09/191022syuukai_chirashi.pdf

◆11・3 憲法集会 in 国会正門前 11 月 3 日(日) 14 時～15 時 30 分 国会正門前

主催・総がかり行動実行委員会/安倍 9 条改憲 NO! 全国市民アクション/3・1 朝鮮独立運動 100 周年キャンペーン * 憲法共同センターは南庭前。

http://www.kyodo-center.jp/wp-content/uploads/2019/10/20191103_kenpousyuukai.pdf